

大分県報

令和二年
四月二十三日
号外（五一）

（木曜日）

目次

告示

大分県税条例の規定による県税の申告等の期限の延長……………一

告示

大分県告示第二百六十九号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「条例」という。）第十二条第二項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、その期限が令和二年四月十六日から同年五月六日までの間に到来するものについては、条例第二十一条第一号及び第二号の規定により課する個人の県民税、条例第三十五条の十一第一項及び第二項の規定により課する地方消費税、条例第六十条第一項の規定により申告納付すべき自動車税の環境性割、法第七十七条の十第一項の規定により課する自動車税の種別割、条例第八八条の規定により課する狩猟税並びに法附則第二十九条の十一及び第二十九条の十二第一項の規定により申告納付すべき軽自動車税の環境性割を除き、その期限を同年六月一日まで延長する。

令和二年四月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞